**府中市における東京都主任介護支援専門員研修受講者推薦基準**

**第１　目的**

府中市が東京都主任介護支援専門員研修（以下「研修」という。）受講者の推薦を行うに当たり、東京都主任介護支援専門員研修事業実施要綱（平成１８年８月２２日付１８福保高介第３７３号。以下「実施要綱」という。）３（４）イの「質の高いケアマネジメントを実施し、地域の介護支援専門員の研修、支援及び連携体制の構築業務を担い、地域全体のケアマネジメントの向上に資することが期待される者」及び同ウの「居宅介護支援事業所の介護支援専門員であって、管理者として配置されている者で、本研修修了後は区市町村が行う事業等に協力する意思がある者」の基準について、必要な事項を定めることを目的とする。

**第２　推薦基準**

主任介護支援専門員の役割を担うことが期待される者として所属する法人から推薦を受けた者（以下「被推薦者」という。）で、次に掲げる１の必須要件の全て及び２の推奨要件のいずれかに該当するものを東京都に推薦する。ただし、１(1)の要件は、府中市地域包括支援センター職員の被推薦者には適用しない。

１　必須要件

(1)　被推薦者が勤務する事業所の要件

ア　事業所実地調査の結果、必要に応じて改善報告書を提出し、指導に従っていること。

イ　集団指導に参加していること。

(2)　被推薦者の要件

ウ　主任介護支援専門員研修修了後、最低１年間は、引き続き府中市内で働く予定があること。

エ　府中市又は府中市地域包括支援センター等が主催する研修会、事例検討会、高齢者地域支援連絡会等に積極的に参加していること。

オ　府中市地域包括支援センター、府中市福祉保健部高齢者支援課等から依頼を受けて、連携を図りながら支援困難事例を受け入れていること。なお、府中市地域包括支援センターの介護支援専門員である被推薦者については、虐待等の支援困難事例を担当又は支援したことがあること。

２　推奨要件

(1)　被推薦者の要件

ア　府中市内での実務経験が２年程度以上あること。

イ　所属する事業所において、指導的立場にあること。

ウ　府中市の居宅介護支援事業者連絡会の役員として、介護支援専門員の質の向上に関わる研修の企画・運営に携わった実績があること。

エ　地域包括支援センターにおいて、包括的・継続的ケアマネジメト支援業務に従事している又は、従事した実績があること。

オ　介護予防ケアマネジメント及び介護予防サービスのプラン作成をしていること。

カ　ケアマネジメントの実施に当たり、医師、看護師、理学療法士、作業療法士等の様々な職種と連携し、支援の方法を検討したことがあること。

キ　ケアマネジメントの実施に当たり、支援の手段としてインフォーマルサポートを位置づけたこと又は位置づけようとしたことがあること。

ク　自立支援ケア会議の事例提供者として協力した実績があること。

ケ　ケアプラン点検の事例提供者として協力した実績があること。

コ　府中市及び府中市地域包括支援センターの事例検討会に事例提供者として参加した実績があること。

**第３　審査**

審査は、提出書類により、被推薦者の考え方、資質等を十分に確認し行う。提出書類については、東京都が定めるもののほかは次のとおりとし、研修受講希望者及び研修受講希望者が所属する法人の代表者は、第５の研修修了後の協力を確認したうえで、研修修了後の取組について十分に協議し、作成するものとする。

１　府中市推薦基準確認書（届出様式市－主－１）

２　本人同意書（届出様式市－主－２）

３　法人同意書及び推薦依頼書（届出様式市－主－３）

４　その他必要な書類

**第４　推薦**

第３の審査を踏まえ、東京都への推薦の可否及び推薦の順位について、府中市福祉保健部高齢者支援課長が介護保険課長に合議のうえ決定する。なお、推薦の順位を決定するに当たり、審査により甲乙つけがたい場合には、第２の　２推奨要件のうち、該当する要件が多い者から順位づけを行う。同順位の者が複数いる場合には、常勤の介護支援専門員として従事した期間が長い者を優先する。また、推薦できない場合には、被推薦者に通知する。

**第５　研修修了後の協力**

被推薦者及び被推薦者が勤務する事業所は、被推薦者が研修を修了し、東京都主任介護支援専門員研修修了者名簿に登録された場合には、次のとおり協力を行うものとする。

１　府中市及び府中市地域包括支援センターが行う事業に派遣依頼があった場合には協力すること。

２　府中市及び府中市地域包括支援センターからの支援困難事例の受入れに積極的に取り組むこと。

３　地域の介護支援専門員が抱える問題を把握し、指導・助言等の役割を担うことでケアマネジメントの質の向上を図ること。

４　介護保険制度外のサービスや支援などの情報を収集し、地域における社会資源の把握に努め、活用すること。

５　社会資源の開発、地域包括支援ネットワークの構築等の地域づくりを行うこと。

６　府中市主任介護支援専門員名簿について、府中市地域包括支援センター及び府中市内の居宅介護支援事業者に情報提供を行うこと。

７　勤務先の変更・退職時等には、府中市福祉保健部高齢者支援課までその旨を連絡すること。

**第６　情報の非開示**

この基準による推薦者及び被推薦者に係る東京都への推薦の有無に関

する情報は、推薦に係る事務の執行のために東京都福祉保健局に提供する

場合その他条例の規定により開示する場合を除き、開示しない。

**第７　その他**

この基準に定めるもののほか、研修受講者の推薦に関する事項その他必

要な事項は、府中市福祉保健部高齢者支援課長が定める。

　　付　則

この基準は、平成２７年６月１０日から施行する。

　　付　則

この基準は、平成２９年４月５日から施行する。

　付　則

この基準は、平成３０年６月６日から施行する。

　　付　則

この基準は、令和３年５月６日より施行する。